

議案第103号

北上市立図書館条例の一部を改正する条例

北上市立図書館条例（平成3年北上市条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 655 1102 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上市立和賀図書館</td> <td>北上市和賀町堅川目2地割18番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		北上市立和賀図書館	北上市和賀町堅川目2地割18番地2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 655 2047 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上市立和賀図書館</td> <td>北上市和賀町横川目11地割160番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		北上市立和賀図書館	北上市和賀町横川目11地割160番地
名称	位置												
[略]													
北上市立和賀図書館	北上市和賀町堅川目2地割18番地2												
名称	位置												
[略]													
北上市立和賀図書館	北上市和賀町横川目11地割160番地												
<p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、<u>学識経験のある者並びに公募による市民</u>の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(協議会の委員の任期の特例)</u></p>												

2 平成31年7月1日から平成33年6月30日までの間に任命される協議会の委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成33年6月30日までとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月28日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市立和賀図書館の位置の変更及び北上市立図書館協議会の委員の一部を公募しようとするものである。